

介護サービス情報の公表制度について

1 制度の概要

- ・ 介護サービスは、利用者本人による選択を基本的な理念としています。
- ・ 「介護サービス情報の公表制度」は、利用者による適切な事業者の評価・選択を支援するために創設された制度で、介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき、事業者から介護サービス情報の報告が義務付けられているものです。
- ・ 事業者からの情報の報告により、県が、インターネット上で情報を公表します。



2 対象サービス

診療所の短期入所療養介護、養護老人ホームの（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）居宅療養管理指導、総合事業を除くすべてのサービスが対象となります。

3 公表の対象となる事業者

- ・ 新規事業者（施設みなし、医療みなし事業所を除く）
- ・ 基準日前1年間（令和5（2023）年度の場合 令和4（2022）年4月1日～令和5（2023）年3月31日の間に100万円を超える介護報酬の支払いのあった事業所を運営する事業者（以下「既存事業者」といいます。）
- ・ 公表を希望する事業者

4 報告の流れについて

① 県は、毎年度「介護サービス情報の報告に関する計画」を定め、県のホームページに掲載します（例年、夏頃を目安としております）。

ホームページ：[栃木県／栃木県における介護サービス情報の公表制度 \(tochigi.lg.jp\)](http://tochigi.lg.jp)

② 対象事業者は、次の方法により報告します。

【(ア) 新規事業者】

新規指定後、県から事業所宛て、報告に係る通知（ID・パスワードを含む）を送付しますので、当該通知及び県のホームページの「操作マニュアル」等を参照の上、期限までに報告してください。

【(イ) 既存事業者】

①の計画と併せて、対象事業者を県のホームページに掲載しますので、「記載要領」等を参照の上、期限までに報告してください。

なお、システムログインに必要なID・パスワードは、原則新規指定時にのみお送りしており、個別に通知はしておりません（ID・パスワードは、既にお送りしているものを利用してください）。

令和5（2023）年度の報告が済んでいない場合は、県のホームページで対象事業者となっているかを確認の上、対象となっている場合は、令和6（2024）年4月30日までに報告してください。

【(ウ) 公表を希望する事業者】

事業者から県宛て所定の様式により申出を行い、県は①と同様の通知を送付します。当該通知及び県のホームページの「操作マニュアル」等を参照の上、報告してください。

【留意事項（(ア)～(ウ) 共通）】

※ システムのログインに必要なID・パスワードは、事業所を廃止するまで同一のものとなり、報告事項の修正や翌年度以降の報告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

※ パスワードを忘れてしまった場合は、次のものを県に提出し、パスワードの再通知を受けてください。

- ・ パスワード再通知願（様式は県のホームページに掲載）
- ・ 長3封筒（必要金額の切手を貼付。県に届け出ている法人又は事業所名とその所在地を記載）

5 報告する情報の内容

- ① 「基本情報」（職員の体制、サービス提供時間など）
- ② 「運営情報」（介護サービスに関するマニュアルの有無など）
- ③ 「事業所の特色」

※1 新規事業者については、初年度は①のみ報告が必要となります。既存事業者は①と②の報告が必要となります。

※2 公表を希望する事業者については、報告する情報を選択することができます。

※3 ③については、任意に報告することができます（義務ではありません）。

6 調査

介護保険法第115条の35第3項の規定に基づき、県は必要があると認めるときは、調査を実施します。調査は、県が定めた調査に関する指針（県のホームページを参照）に従い実施します。